

# 令和7年度 学校いじめ防止基本方針

二本松市立岳下小学校

二本松市立岳下小学校は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日最終改定 文部科学大臣）」の改定と新たな「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定、及び「二本松市いじめ防止基本方針」の改定に基づき、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあると認識し、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 1 基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することを旨として行われなければならない。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童に認識させるとともに、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養うことを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 2 基本方針

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ソーシャルネットワーキングサービス〔以下SNSという。〕を通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童とその保護者の訴えに寄り添う。

- ① いじめを受けた児童目線及びその保護者目線に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、いじめ防止対策推進法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、いじめ防止対策推進法で規定する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」である「いじめ根絶チーム」を活用すること。
- ④ けんかやふざけ合いであつても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童の感じる被害性に着目し判断すること。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- ⑥ 教職員の指導なくして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であるが、いじめ防止対策推進法が定義するいじめに該当するため、「いじめ根絶チーム」へ事案の情報共有を行うこと。

(2) いじめの理解

- ① どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- ⑥ 特に配慮が必要な児童として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
  - ア 発達障がいを含む、障がいのある児童
  - イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
  - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
  - エ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

《具体的ないじめの形態（例）》

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ SNSで、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

《教職員が持つべき、いじめ問題についての基本的な認識》

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の形態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きく関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ根絶チーム」を設ける。

【いじめ根絶チーム】

《構成員》

学 校：校長、いじめ防止対策委員会（教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談）

保護者：P T A 役員

地 域：学校運営協議会

専門家：スクールカウンセラー

① 活動内容

- ・校内生徒指導協議会（月1回）で、いじめ根絶に向けた未然防止・早期対応を図る。
- ・教育相談の充実を図り、定期的にいじめ調査（学校生活調査、Q-U調査、児童教育相談、家庭訪問等）と分析を行い、早期対応を図る。
- ・未然防止に向け、集会や学級指導で児童への指導を継続するとともに、学校・学級だより及びP T A活動と連携した取組を積極的にを行い、保護者への啓発を行う。
- ・日常的に関係機関と情報を交換し、行動連携を図る。
- ・定期的に組織員での話し合い（P T A役員会、学校運営協議会）を行い、情報交換や対策の検討を行う。
- ・いじめの防止等に関する情報の獲得やいじめ問題に対する対応についての検討等、外部専門機関との連携を図る。

② 留意事項

いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応することが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えでも、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するよう教職員に求めるとともに、当該組織に集められた情報は、個票などに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

(4) いじめの未然防止のための取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、「児童一人一人の個性、特性を見取り、それらを生かす学級経営」「児童一人一人のよさを生かし、育む授業改善」への不断の努力を怠らずに、学級の望ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を通した予防的な取り組みを計画し、共通理解のもと以下のように実践していく。

- ① 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。指導に当たっては、児童がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- ② 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 児童一人一人が「いじめは、決して許される行為ではない。」ことを認識するとともに、その根絶のために、児童会代表委員会をはじめとして、各学級においての具体的な取組を推進していく。
- ④ 教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施、資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑤ 保護者及び地域に対して、ホームページにより学校いじめ防止基本方針及び取組について紹介して理解を図る。

(5) いじめの早期発見のための取組

いじめは、早期発見することが早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、教職員間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

- ① 相談窓口（担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター）の設置やスクールカウンセラーの活用などにより、いじめに関する相談体制を整備する。また、児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ② 定期的に交友関係やインターネット利用状況に関する調査、いじめ調査、個人面談、Q-Uを実施し、それらの結果の検証および組織的な対処方法について共通理解を図る。
- ③ 教職員の資質向上及び情報の共有化を図るとともに保護者と連携する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための取組

いじめは、インターネットを通じたSNSを使用した事案がある。その場合、いじめ問題が重大かつ深刻化することが予測される。相手を敬う心情を育てるとともに、正しいインターネットの利用の仕方等の情報モラル教育のより一層の指導充実を推進していくことが必要である。

- ① 心身の苦痛を感じさせる書き込み等は、インターネットを通じて行われるものの「いじめである」との認識を児童や保護者、教職員に啓発する。
- ② インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償の対象になり得るなど、重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねないことを、児童に対し具体的に理解させる指導を強化する。
- ③ メディアコントロールの取組や出前授業等を活用して、正しいインターネットの利用の仕方や情報モラル教育の充実を図る。

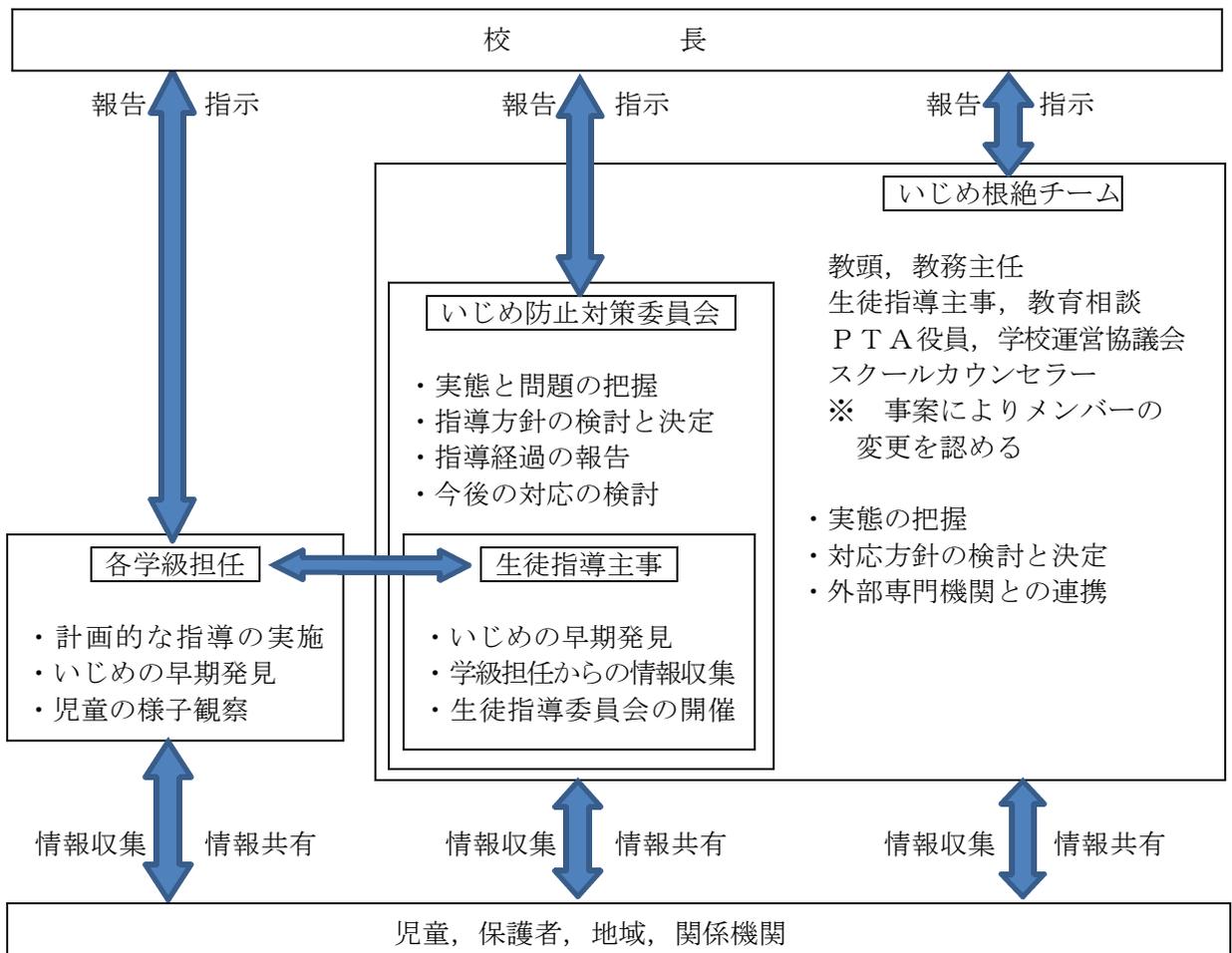
(7) いじめに対する措置

教職員がいじめの疑いがあるような行為を発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、当該いじめに係る情報を校長に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。校長のリーダーシップのもと「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを組織的に行う。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、二本松市教育委員会と連携を図り、二本松警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署へ通報し、適切に援助を求める。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- A いじめの行為が止んでいること（いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続している。）
- B 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（いじめの再発も想定し、日常的に注意深く観察する必要がある。）



(8) 重大事態発生時の対応

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」「児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」とする。

- ① 重大事態が発生した場合は、二本松市教育委員会に迅速に報告する。
- ② 弁護士、精神科医、スクールカウンセラー等専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ③ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対して調査を行い、速やかに事実関係を把握する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。
- ④ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえることとする。

## (9) 年間計画

月	会 議 等	調査・相談
4月	生徒指導協議会 (いじめ防止対策委員会全体会①) 学校運営協議会 (いじめ根絶会議①)	児童理解 家庭環境調査
5月	生徒指導協議会	Q-U調査①
6月	生徒指導協議会	家庭訪問
7月	生徒指導協議会	学校生活調査①
8月	生徒指導協議会 (いじめ防止対策委員会全体会②)	
9月	生徒指導協議会	
10月	生徒指導協議会	
11月	生徒指導協議会	学校生活調査② 児童教育相談週間
12月	生徒指導協議会 学校評価 (保護者・児童・教職員)	個別懇談 Q-U調査②
1月	生徒指導協議会 (いじめ防止対策委員会全体会③)	
2月	生徒指導協議会 学校運営協議会 (いじめ根絶会議②)	
3月		

## (10) 評価と改善

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努めるとともに、いじめに関する項目を盛り込んだ取り組み評価及び学校評価を実施し、いじめに関する取り組みの検証を行い、改善を図る。